

報道資料

平成24年 7月24日
奈良県 防災統括室
担当：岡 部
電話：0742-27-8425
内線：2271

平成23年台風第12号災害にかかる被災者生活再建支援法に 規定する長期避難世帯の認定について

- 平成23年9月2日からの台風第12号による災害において、以下の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する世帯（以下「長期避難世帯」という。）と認定します。
- 今後、以下の地域内に居住していた世帯については、その申請により住宅の再建方法等に応じて支援金が支給されます。
- 長期避難世帯の居住していた市村名及び地域名

市村名	地域名	認定 世帯数
五條市（ごじょうし）	大塔町宇井の全域、大塔町清水の全域 大塔町辻堂の全域、大塔町閉君の全域 大塔町飛養曾の全域、大塔町引土の全域	86
野迫川村（のせがわむら）	大字北股のうち居住区の全域	30
十津川村（とつかわむら）	大字沼田原のうち沼田原地区の全域 大字桑畑120 大字今西272、385、393	9

<参考>

- 支援金支給の仕組み（法第18条）
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。
- 対象となる世帯（法第2条第2号ハ）
同法が適用された市町村で、当該自然災害による危険な状況が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯